

こうたSDG sプラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、「こうたSDG sプラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 この規約は、幸田町(以下「町」という。)におけるSDG sの取組の一層の推進に向け、町と企業・団体等の連携強化を図るとともに、企業・団体等の相互交流や情報交換を促し、もって地域課題の解決と新たな事業の創出を図ることを目的として、プラットフォームを設置する。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) SDG sの普及啓発に関すること
- (2) SDG sの情報発信及び情報共有に関すること
- (3) 行政・パートナー間の共創の場づくりに関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的の達成に必要と認める活動に関すること

(運営及び管理)

第4条 プラットフォームの運営及び管理の事務を処理するため、町に事務局を置くこととする。

(パートナー)

第5条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を遵守する企業・団体(法人格の有無を問わない)等のこうたSDG sパートナー(以下「パートナー」という。)をもって組織する。

(入会金及び年会費)

第6条 本会の入会金及び年会費は無料とする。

(パートナーの登録基準)

第7条 パートナーへの登録は、次の各号のいずれにも該当する、SDG sの達成に向け取り組んでいる、又は取組を始める予定のある企業・団体等とする。

- (1) 本社、支社等が町内に所在し、又は町内における営業活動その他町に関わりのある活動を行っている、若しくは登録後行う予定があるもの
- (2) 目指すゴールが明確であること
- (3) 町及び多様なパートナーとの連携、協力を心掛け、SDGsの普及啓発に取り組むこと
- (4) 市町村税等を滞納していないこと
- (5) 法令等を遵守しており、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと
- (6) 政治活動、宗教活動を目的としないこと
- (7) 暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連する事業者でないこと
- (8) 町及びパートナーの信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動をしていないこと

(パートナーの登録方法)

第8条 本会へ登録を希望するものは、こうしたSDGsパートナー登録申請書（様式第1号）を町長へ提出又は町が指定する登録フォームから申請するものとする。

(パートナーの登録)

第9条 町長は、前条に規定する申請を確認し、第7条の登録基準に適合すると認められるときは、パートナーとして登録する。

2 町長は、前項の登録をしたときは、パートナーに対し、こうしたSDGsパートナー登録証（様式第2号）を交付する。

(登録情報の変更)

第10条 パートナーは、登録内容について変更が生じたときは、速やかにこうしたSDGsパートナー登録内容変更申請書（様式第3号）を町長に提出することにより申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された内容を確認し、適当と認めるときは、当該パートナーの登録内容を変更するものとする。

(退会)

第11条 こうしたSDGsパートナーは町が指定する退会フォーム又はこうしたSDGsプラットフォーム退会届出書（様式第4号）を町へ申請することで退会することができる。

(登録の取消)

第12条 町長は、第9条の規定により登録したパートナーが次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の内容により登録を受けたことが判明したとき
- (2) 第7条に規定する登録基準を満たさなくなったとき
- (3) SDGsの達成に資する活動について実態がないと判断されたとき
- (4) その他町長が登録の取消が適当と認めたとき

2 前項の規定により登録が取消となった場合は、パートナーは第9条第2項により交付されたこうしたSDGsパートナー登録証を速やかに返却しなければならない。

(活動報告)

第13条 パートナーは、SDGsの推進に向けた活動に関する書類を毎年度末までにこうしたSDGsパートナー活動報告書(様式第5号)により町長に提出しなければならない。

(情報の利用制限)

第14条 パートナーは、町長が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができないものとする。

(損害賠償)

第15条 プラットフォームにおいて行われるすべての活動によって生じうる一切の損害について、町及びパートナーは負担しない。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年3月 日から施行する。